

# 中学校における部活動の方向性について

## 1 中学校における部活動の現状と課題

### (1) 現状

- ・ 中学生の人格形成に大きな影響を与えている。
- ・ 生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況である。
- ・ 中学生の活動が多様化している。
- ・ 学校部活動だけで、中学生のニーズに応えることが困難な状況にある。

### (2) 課題

- ・ 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」の推進
- ・ 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保
- ・ 指導者の適切な指導の推進

## 2 「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから」(提言)

### (1) 提言策定 令和3年3月

### (2) 提言の趣旨

- ・ 部活動の教育的意義を認識しつつ、中学生本位の有意義な活動の在り方の方向性を整理
- ・ 文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら検討
- ・ 「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生の活動を支える各主体に求められる役割・取組を提言としてまとめた。

### (3) 望ましい活動及び環境の姿

- ・ 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組の実践
- ・ 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支える。
- ・ 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培う。

### (4) 中学生の活動を支える各主体に求められる役割・取組

「短期的に取り組むこと」「継続して検討しながら中長期的に取り組むこと」に分類

## 3 スポーツ庁及び文化庁の有識者会議における提言

### (1) 提言策定 スポーツ庁：令和4年6月 文化庁：令和4年8月

### (2) 改革の方向性

- ・ まずは、休日の部活動から段階的に地域移行
- ・ 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標
- ・ 平日の部活動の地域移行は、進捗状況を検証し、できるところから
- ・ 地域におけるスポーツ機会・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実
- ・ 地域のスポーツ団体・文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

### (3) 課題への対応

- ・ 新たなスポーツ・文化芸術環境
- ・ スポーツ・文化芸術団体、指導者
- ・ スポーツ施設、活動場所
- ・ 大会・コンクール
- ・ 会費や保険
- ・ 学習指導要領

## 4 県内における取組

### (1) 地域部活動推進実践研究事業（スポーツ庁委託）

令和3年度は岩手町と葛巻町の2町、今年度は大船渡市を加えた1市2町において実践研究を実施

市町村	岩手町	葛巻町	大船渡市
県所管	県教育委員会事務局保健体育課		文化スポーツ部スポーツ振興課
R3年度	実施主体 町教育委員会	町教育委員会	
	取組内容 町内全3中学校 ホッケー競技の部活動で実践	町内全3中学校 5競技の部活動で実践	
R4年度	実施主体 町教育委員会が 町体育協会に委託	町教育委員会が 町スポーツ協会に委託	市スポーツ協会
	取組内容 町内全3中学校 ホッケー競技の部活動で実践	町内全3中学校 7競技の部活動で実践	市内全4中学校 5競技の部活動で実践

### (2) 周知等情報提供

- ・ 公益財団法人岩手県体育協会における諸会議での説明
- ・ 岩手県スポーツ・文化セミナーの開催
- ・ 岩手県PTAリーダー研修会での説明
- ・ 市町村からの依頼を受けて担当職員を派遣し説明
- ・ 全国各地で実施されているモデル事業例の周知

## 5 令和5年度からの方向性

地域移行の具体的な進め方等について、現時点では国から示されていない。令和5年度からは、地域の実情に応じ、実施可能な市町村、実施可能な競技から進めていきたいと考えている。

今後は、「いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから」(提言)に示された、いわての中学生がそれぞれの興味・関心に応じた多様な活動ができるよう、関係部局と連携して市町村等が取り組む部活動の地域移行を支援していく。

### 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学位を含む）における運動部活動を対象 スポーツ庁

**意義と課題**

**意義**

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。

**課題**

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。<生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

**これまでの対応**

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

**目指す**

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

**改革の方向性**

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標  
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進  
※改革を推進するための「選択肢」があることや、「複数の道筋」があることを強く意識

**課題への対応**

<p><b>新たなスポーツ環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体</li> <li>・特定種目だけでなく、生徒の状況に合った機会を確保</li> </ul>	<p><b>大会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請</li> <li>・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援</li> </ul>	<p><b>学習指導要領等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討</li> <li>・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請</li> <li>・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討</li> <li>・部活動等から向える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価</li> <li>・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す</li> </ul>
<p><b>スポーツ団体等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的に取り組んでいる事例をまとも提供</li> <li>・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討</li> </ul>	<p><b>会費や保険</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者資格の取得や研修の実施の促進</li> </ul>	
<p><b>スポーツ指導者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク</li> <li>・指導者の確保のための支援方策の検討</li> </ul>		
<p><b>スポーツ施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定</li> <li>・スポーツ団体等に管理を委託</li> </ul>		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改訂に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。